

(一) 賃銀（請負）は一割二分を値上す

「物價が此の狀勢の下に尙騰貴するときは會社側に於て充分善處する」と云ふ諒解行はれ居れり

當備者日給は請負者と均衡を保つ様考慮す

(二) 解雇手當は之を支給す

但し勤続一ヶ年未満二十七日分以上一ヶ月を増すことに一日分

(三) 退職手當は第二項の $\frac{1}{3}$ を支給す

(四) 年一回昇給を行ふ 但し五錢以上

(五) 年二回の運動會は之を行ふ

(六) 本問題に關して解雇者を出さず

(七) 爭議中の日給、爭議費用として金貳百貳拾圓を支給す

と組合側に有利に解決した。

合計七件であつて、一月中の爭議一六件の約半數を占めて居る。而

して解決せしもの三件未解決のもの四件である。所謂インフレ景氣
闘争たる賃銀値上の條項を含むものは解決せしもの、日之本鐵工所
と係争中の江崎製菓、池原鑛造、安田鑛造の三件計四件である。値
上額は大体三割を標準として居ることが看取されるが、日之本鐵工
所は一割二分の値上を獲得した。係争中のものは如何なる結果を得
るかはや疑問であるが全勞としては日之本の解決は組合の大勝利とし
てその幸先を祝つて一層積極的運動を起さんとして居る。